

現 行	改 正 案
<p>Ⅲ－6－4 障がい者等に配慮した金融サービスの提供 Ⅲ－6－4－1 意義</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>銀行は、成年後見制度等の対象でなく意思表示を行う能力がありながら、視覚・聴覚や身体機能の障がいのために銀行取引における事務手続き等を単独で行うことが困難な者（以下「障がい者等」という。）に対しても、視覚や聴覚に障がいのない者等と同等のサービスを提供するよう配慮する必要がある。</p> <p>（中略）</p> <p>Ⅲ－6－4－2 主な着眼点</p> <p>（1）総論</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>①～③ （略）</p> <p>（中略）</p> <p>Ⅲ－6－4－3 監督手法・対応</p> <p>障がい者等に配慮した取組み並びに当該取組みを補完する相談苦情処理機能が構築され機能しているかどうかは、顧客保護及び利用者利便の観点も含め、銀行の健全かつ適切な業務運営の基本に関わることから、関係する内部管理態勢は高い実効性が求められる。</p> <p>当局としては、障がい者等から銀行に対する意見が寄せられた場合、当該銀行に伝え、内部管理態勢の整備状況を確認する。<u>仮に、当該整備状況に問題が認められる場合は、改善を促すこととする。</u></p>	<p>Ⅲ－6－4 障がい者等に配慮した金融サービスの提供 Ⅲ－6－4－1 意義</p> <p><u>障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）により、事業者には、障害者に対する不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の努力義務が課せられており、これを遵守する必要がある。</u></p> <p>また、銀行は、成年後見制度等の対象でなく意思表示を行う能力がありながら、視覚・聴覚や身体機能の障がいのために銀行取引における事務手続き等を単独で行うことが困難な者（以下「障がい者等」という。）に対しても、視覚や聴覚に障がいのない者等と同等のサービスを提供するよう配慮する必要がある。</p> <p>（中略）</p> <p>Ⅲ－6－4－2 主な着眼点</p> <p>（1）総論</p> <p>① <u>「金融庁所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」（平成 28 年告示第 3 号。以下「障害者差別解消対応指針告示」という。）の各規定に基づき、適切に対応しているか。</u></p> <p>②～④ （略）</p> <p>（中略）</p> <p>Ⅲ－6－4－3 監督手法・対応</p> <p><u>障害者差別解消対応指針告示に基づく取組み及び障がい者等に配慮した取組み並びにこれらの取組みを補完する相談苦情処理機能が構築され機能しているかどうかは、顧客保護及び利用者利便の観点も含め、銀行の健全かつ適切な業務運営の基本に関わることから、関係する内部管理態勢は高い実効性が求められる。</u></p> <p>当局としては、障がい者等から銀行に対する意見が寄せられた場合、当該銀行に伝え、内部管理態勢の整備状況を確認する。</p>

主要行等向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

（別紙 2）

現 行	改 正 案
<p>また、銀行の内部管理態勢の整備に向けた姿勢や実効性等に疑義が生じ、<u>障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を確保できないおそれがある場合は、必要に応じ、報告（法第 24 条に基づく報告を含む。）を求めて検証する。</u></p> <p>（以下略）</p>	<p>また、銀行の内部管理態勢の整備状況に疑義が生じた場合には、必要に応じ、<u>報告（法第 24 条に基づく報告を含む。）を求めて検証する。当該整備状況に問題が認められる場合には改善を促す。</u></p> <p>（以下略）</p>